

2017年7月6日
株式会社みずほ銀行

住宅ローンにおける商品改定について ～〈みずほ〉のLGBT等の性的少数者への取り組み～

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、本日より、住宅ローンにおける商品改定を行い、邦銀で初めて、家族ペア返済（※1）や収入合算（※2）における配偶者の定義に同性パートナーを含める対応を行います。

具体的には、近年のLGBT（※3）に対する社会的関心の高まりや自治体における取り組みを踏まえ、東京都渋谷区が発行するパートナーシップ証明書（※4）の写しをご提出いただける場合、同性パートナーを配偶者と同様にお取り扱いします。

〈みずほ〉では、LGBTなどの性的少数者の社員が安心して働くことのできる職場環境の整備や、社内研修の実施やLGBTイベントへの協賛などを通じ、すべての役員・社員の意識改革にも取り組んでいます。

今後も、多様な社員のアイデアや意見を日々の業務推進に取り入れ、イノベーションや新たな価値創造につなげていくとともに、お客さまに一層ご満足いただけるような商品・サービスの拡充に取り組んでいきます。

以 上

- （※1）家族ペア返済とは、お二人が同居し、持分を共有する住宅について、お二人それぞれでローンを組むお借り入れ形態です。
- （※2）収入合算とは、ご本人の収入に、ご家族の収入を合算してお借り入れの審査を行うことです。
- （※3）LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない人（性同一性障害を含む））の頭文字をとり、性的少数者の総称として使われる言葉です。
- （※4）今回、取り扱いを開始する対象は、東京都渋谷区が発行するパートナーシップ証明書のみです。今後、自治体における取り組み状況などを踏まえ、見直しを検討していきます。